

3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

1. 公害関係法令

(1) 環境基準等

① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：令和3年5月19日）に基づく「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号、最終改正：平成8年10月25日）、「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年環大企143号）、「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号、最終改正：平成8年10月25日）、「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」（昭和53年環大企262号）、「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）、「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について（通知）」（平成21年環水大総発第090909001号）及び「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号、最終改正：平成30年11月19日）により全国一律に定められており、その内容は第3.2-25表のとおりである。

第3.2-25表 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法			
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。		
		長期的評価	1日平均値の年間2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。		
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。		
		長期的評価	1日平均値の年間2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。		
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。		
		長期的評価	1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。		
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	昼間(5時から20時まで)の1時間値が0.06ppm以下であること。			
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。			
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	1年平均値が長期基準(15μg/m ³)以下であり、かつ、1日平均の年間98パーセンタイル値が短期基準(35μg/m ³)以下であること。			
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。				
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。				
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。				
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。				
備考					
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。 4. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。 5. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。					

「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号、最終改正：平成8年10月25日)

「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年環大企143号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号、最終改正：平成8年10月25日)

「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(昭和53年環大企262号)

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年環境省告示第33号)

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について(通知)」(平成21年環水大総発第090909001号)

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」

(平成9年環境庁告示第4号、最終改正：平成30年11月19日)

より作成

また、「川崎市環境基本条例」（平成3年川崎市条例第28号、最終改正：令和3年3月24日）に基づく環境目標値、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」（平成11年川崎市条例第50号、最終改正：令和7年3月26日）に基づく対策目標値及び地区別の対策目標量が定められている。

川崎市環境目標値及び対策目標値は第3.2-26表、地区別の対策目標量は第3.2-27表のとおりである。

第3.2-26表 川崎市環境目標値及び対策目標値

物質	川崎市環境目標値		川崎市対策目標値	
二酸化硫黄	1時間値	0.10ppm以下	1時間値	0.10ppm以下
	1時間値の1日平均値	0.04ppm以下	1時間値の1日平均値	0.04ppm以下
二酸化窒素	1時間値の1日平均値	0.02ppm以下	1時間値の1日平均値	0.04ppm～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値	0.075mg/m ³ 以下	1時間値	0.20mg/m ³ 以下
	年平均値	0.0125mg/m ³ 以下	1時間値の1日平均値	0.10mg/m ³ 以下
備考	浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。			
	「環境目標値の設定について」（平成12年川崎市告示第599号） 「対策目標値の設定について」（平成28年川崎市告示第512号）より作成			

第3.2-27表 地区別の対策目標量

物質	対策目標量		
	川崎区（大師及び田島支所の所管区域に限る。）の地区	川崎区（大師及び田島支所の所管区域を除く。）及び幸区の地区	川崎市域のうち川崎区及び幸区の地区以外の地区
硫黄酸化物	1,990t/年以下	20t/年以下	40t/年以下
窒素酸化物		9,330t/年以下	
粒子状物質		2,120t/年以下	
	「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」 （平成12年川崎市規則第128号、最終改正：令和7年6月30日）より作成		

② 騒音

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号、最終改正：令和2年3月30日）により、第3.2-28表のとおり定められており、対象事業実施区域及びその周囲における地域の類型指定状況は、第3.2-29表及び第3.2-12図のとおりである。対象事業実施区域は工業専用地域のため地域の類型は指定されていない。

第3.2-28表 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値 (L_{Aeq})	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- 注：1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
 2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
 6. この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値 (L_{Aeq})	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

注：車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値 (L_{Aeq})	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

注：幹線交通を担う道路とは、「道路法」（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに一般自動車道であって「都市計画法施行規則」（昭和44年建設省令第49号）第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。

また、近接する区域とは、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。

〔「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号、最終改正：令和2年3月30日）
 「騒音に係る環境基準の改正について」（平成10年環大企257号） より作成〕

第3.2-29表 騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定
(川崎市及び横浜市)

地域の類型	用途地域
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、その他の地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

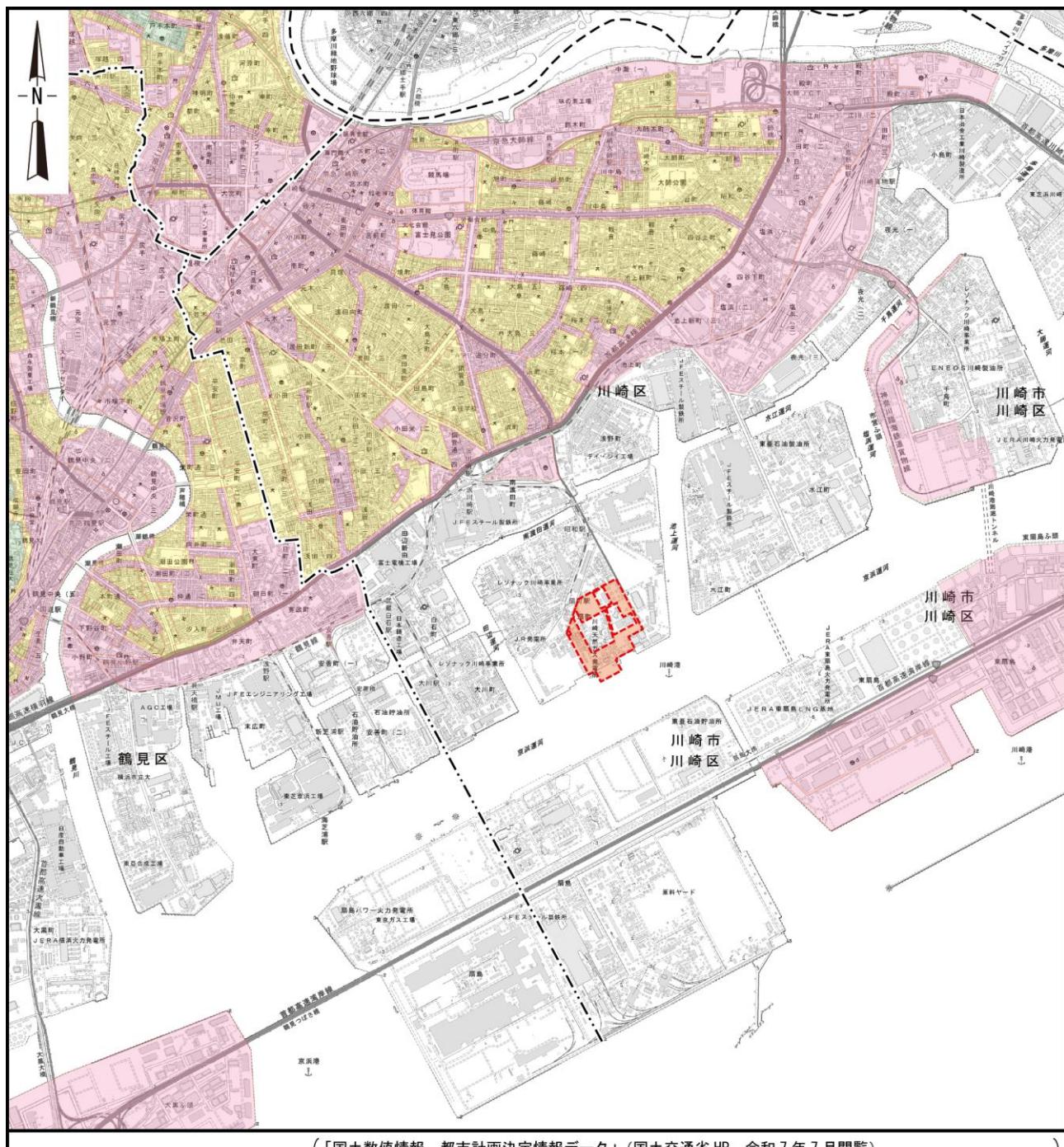
注: 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「田園住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」及び「工業地域」とは、「都市計画法」(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の用途地域を、「その他の地域」とは、同号に掲げる用途地域として定められた区域以外の地域をいう。

「環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定について」
(平成24年川崎市告示第135号)

「環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定の一部改正」
(令和3年川崎市告示第131号)

「環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」
(平成24年横浜市告示第82号)

より作成



凡 例

 対象事業実施区域

「国土数値情報 都市計画決定情報データ」(国土交通省 HP、令和 7 年 7 月閲覧)
 「環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定について」
 (平成 24 年川崎市告示第 135 号)
 「環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定の一部改正」
 (令和 3 年川崎市告示第 131 号)
 「環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」(平成 24 年横浜市告示第 82 号)
 より作成

【類型】

- : A 類型 (第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域)
- : B 類型 (第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及びその他の地域)
- : C 類型 (近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域)

0 0.5 1 1.5 2 km

第 3.2-12 図 騒音に係る環境基準の地域の類型指定状況

③ 水質汚濁

水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日）及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日）により、公共用水域については第 3.2-30 表、地下水については第 3.2-31 表のとおり定められている。

対象事業実施区域及びその周囲において、類型指定が行われている河川及び海域の状況は第 3.2-13 図のとおりである。

周辺海域では、生活環境項目に係る環境基準の類型が指定されており、一般項目（化学的酸素要求量（COD）等）については B 類型又は C 類型に、一般項目（全窒素・全燐）等については IV 類型に、水生生物（全亜鉛等）については生物 A 類型に、底層溶存酸素量については生物 1 類型及び生物 2 類型に指定されている。

第 3.2-30 表(1) 水質汚濁に係る環境基準

1. 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふつ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、昭和 46 年環境庁告示第 59 号の測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」
(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日) より作成〕

第3.2-30表(2) 水質汚濁に係る環境基準

2. 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河 川 (湖沼を除く。)

ア

類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2級、水産1級及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—

備 考

1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目 (n は日間平均値のデータ数) のデータ値 ($0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) とする。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。
3. 水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。
4. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/mL 以下とする。
5. 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
6. 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考

基準値は、年間平均値とする。

「水質汚濁に係る環境基準について」
(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日) より作成

第3.2-30 表(3) 水質汚濁に係る環境基準

(2) 海域

ア

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質(油分等)
A	水産1級、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下	検出されないこと。
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目 (n は日間平均値のデータ数) のデータ値 ($0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) とする。
2. B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点におけるCODの測定方法は、アルカリ性法とする。
3. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。
4. 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
5. 水産1級及び水産2級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
6. 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。
7. 「検出されないこと」とは、昭和46年環境庁告示第59号の測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水産1種及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産2種及びIV以下の欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

備考

1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン酸 及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下
備考		基準値は、年間平均値とする。		

エ

類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値			
		底層溶存酸素量			
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上			
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上			
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上			
備考					
1. 基準値は、日間平均値とする。					
2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。					

「水質汚濁に係る環境基準について」
(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日) より作成

第3.2-31表 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン(塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふつ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、平成9年環境庁告示第10号の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」
(平成9年環境庁告示第10号、最終改正:令和7年3月31日) より作成



第3.2-13図 水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況

④ 土壌汚染

土壤汚染に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく「土壤の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号、最終改正：令和7年3月31日）により、第3.2-32表のとおり定められている。

第3.2-32表 土壤汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壤1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壤1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン(塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふつ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壤が地下水表面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、平成3年環境庁告示第46号の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

注：環境基準は、汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集めている施設に係る土壤については、適用しない。

〔「土壤の汚染に係る環境基準について」
(平成3年環境庁告示第46号、最終改正：令和7年3月31日) より作成〕

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 4 年 11 月 25 日）により、第 3.2-33 表のとおり定められている。

第 3.2-33 表 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水 質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土 壤	1,000pg-TEQ/g 以下

備 考

1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壤中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（平成 11 年環境庁告示第 68 号別表の土壤の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値を平成 11 年環境庁告示第 68 号別表の土壤の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
4. 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

- 注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
4. 土壤の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壤については適用しない。

〔「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 4 年 11 月 25 日）より作成〕

(2) 規制基準等

① 大気汚染

大気汚染については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく規制基準等が定められている。対象事業の実施に当たっては、政令に定めるばい煙発生施設（ガスタービン）を設置することから、硫黄酸化物、窒素酸化物等に係る排出の規制等を受ける。川崎市及び横浜市は同法に基づく硫黄酸化物、窒素酸化物の総量規制地域となっている。

また、対象事業実施区域は「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成 4 年法律第 70 号、最終改正：令和元年 5 月 24 日）の対策地域に指定されている。さらに、神奈川県では「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」（平成 9 年神奈川県条例第 35 号、最終改正：令和 7 年 3 月 28 日）により、条例に規定する排出基準を満たさないディーゼル車の県内全域での運行を禁止する規制を実施している。

a. 窒素酸化物

窒素酸化物については、「大気汚染防止法」、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」及び同条例に基づく「環境への負荷の低減に関する指針」（平成 22 年川崎市告示第 281 号）により、施設の種類及び規模ごとに排出基準及び指針値が定められている。対象事業に適用される規制基準及び指針値は、第 3.2-34～第 3.2-37 表のとおりである。

第 3.2-34 表 大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準

ばい煙発生施設	排出ガス量	窒素酸化物の量	標準酸素濃度
ガスタービン	—	70cm ³	16%

備考

この表の窒素酸化物の量は、次の式により算出された窒素酸化物の量とする。この場合において、窒素酸化物の量が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の量とする。

$$C = ((21 - O_n) / (21 - O_s)) \cdot C_s$$

C : 窒素酸化物の量 (cm³)

O_n : 標準酸素濃度 (%)

O_s : 排出ガス中の酸素の濃度 (%) (当該濃度が 20%を超える場合にあっては、20%とする。)

C_s : 規格 K0104 に定める方法により測定された窒素酸化物の量 (cm³)

「大気汚染防止法施行規則」

(昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号、最終改正：令和 7 年 2 月 17 日) より作成

第3.2-35表 大気汚染防止法に基づく窒素酸化物に係る総量規制基準

規制市域	対象工場の規模	総量規制基準
川崎市域	重油換算合計量 4.0kL/h 以上	$Q=1.37W^{0.95}+0.96\{(W+Wi)^{0.95}-W^{0.95}\}$ <p> Q : 排出が許容される窒素酸化物の量 (m^3_N/h) W : 特定工場等に昭和 57 年 4 月 1 日前から設置されている窒素酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの常用最大の量 (kL/h) Wi : 特定工場等に昭和 57 年 4 月 1 日以後新たに設置された窒素酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算した量と特定工場等に設置されている窒素酸化物に係るばい煙発生施設のうち、昭和 57 年 4 月 1 日以後に構造等の変更がされた窒素酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料及び燃料の量のうち、当該構造等の変更により増加した部分の原料及び燃料の量を重油の量に換算した量を合計した量 (kL/h) </p>

〔「大気汚染防止法による窒素酸化物の総量規制基準」
(昭和 57 年神奈川県告示第 309 号、最終改正：平成 11 年 9 月 24 日) より作成〕

第3.2-36表 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく
窒素酸化物の規制基準

作業	区分	総量規制基準
発電の作業※ (ガスタービン、 ディーゼルエンジン、 ガスエンジン)	日規制基準 (1 日に排出を許容される窒素酸化物の量)	使用熱量 $10^5 kJ$ 当たり 3.8g 以下
	年規制基準 (1 年間に排出を許容される窒素酸化物の量)	$Q=\sum Q_i$ $Q_i = \alpha \times \beta \times H$ <p> Q : 指定事業所が 1 年間に排出を許容される窒素酸化物の量 (t/年) Q_i : 排出区分ごとの窒素酸化物の量 (t/年) α : 排出区分ごとの使用熱量 ($10^{10} kJ$) 当たりの窒素酸化物の量 (t) に係る係数 (対象事業では 0.463) β : 排出区分ごとの係数 (本事業では 0.7) H : 1 年間におけるすべての排煙発生施設の排出区分ごとの年間使用熱量 ($10^{10} kJ$/年) </p>

注：※指定事業所に設置されているすべての排煙発生施設の年間使用熱量が $0.63 \times 10^{10} kJ$ 以上の指定事業所

〔「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」
(平成 12 年川崎市規則第 128 号、最終改正：令和 7 年 6 月 30 日) より作成〕

第3.2-37表 環境への負荷の低減に関する指針の窒素酸化物

施設種別	指針値	標準酸素濃度
ガスタービン	5ppm 以下	16%

〔「環境への負荷の低減に関する指針」(平成 22 年川崎市告示第 281 号) より作成〕

b. ばいじん・粒子状物質

ばいじんについては、「大気汚染防止法」により、施設の種類及び規模ごとに排出基準が定められている。

また、粒子状物質については、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」により排出基準が定められている。対象事業に適用される規制基準は、第3.2-38表及び第3.2-39表のとおりである。

第3.2-38表 大気汚染防止法に基づくばいじんに係る排出基準

ばい煙発生施設	排出ガス量	ばいじんの量	標準酸素濃度
ガスターイン	—	0.04g	16%

備考
この表のばいじんの量は、次の式により算出されたばいじんの量とする。ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の量とする。

$$C = ((21 - O_n) / (21 - O_s)) \cdot C_s$$

C : ばいじんの量 (g)
 O_n : 標準酸素濃度 (%)
 O_s : 排出ガス中の酸素の濃度 (%) (当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。)
 C_s : 規格Z8808に定める方法により測定されたばいじんの量 (g)

「大気汚染防止法施行規則」
(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号、最終改正：令和7年2月17日) より作成

**第3.2-39表 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく
粒子状物質の規制基準**

作業	区分	総量規制基準
発電の作業** (ガスターイン、 ディーゼルエンジン、 ガスエンジン)	年規制基準 (1年間に排出を許容される粒子状物質の量)	$Q = \sum Q_i + 0.094 \times Q_N$ $Q_i = \gamma \times P \times H$ <p>Q : 指定事業所が1年間に排出を許容される粒子状物質の量 (t/年) Q_i : 排出区分ごとの粒子状物質の量 (t/年) γ : 排出区分ごとの係数 (対象事業では0.7) P : 排出区分ごとの使用熱量 (10^{10}kJ) 当たりの粒子状物質の量 (t) に係る係数 (対象事業では0.030) H : 1年間におけるすべての排煙発生施設の排出区分ごとの年間使用熱量 (10^{10}kJ/年) Q_N : 窒素酸化物の年規制基準 (t/年)</p>

注：※指定事業所に設置されているすべての排煙発生施設の年間使用熱量が 0.63×10^{10} kJ以上の指定事業所

〔「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」
(平成12年川崎市規則第128号、最終改正：令和7年6月30日) より作成〕

② 騒音

騒音の規制に関しては、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、特定工場等に係る規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び自動車等において発生する騒音の要請限度が定められている。

a. 工場騒音の規制基準

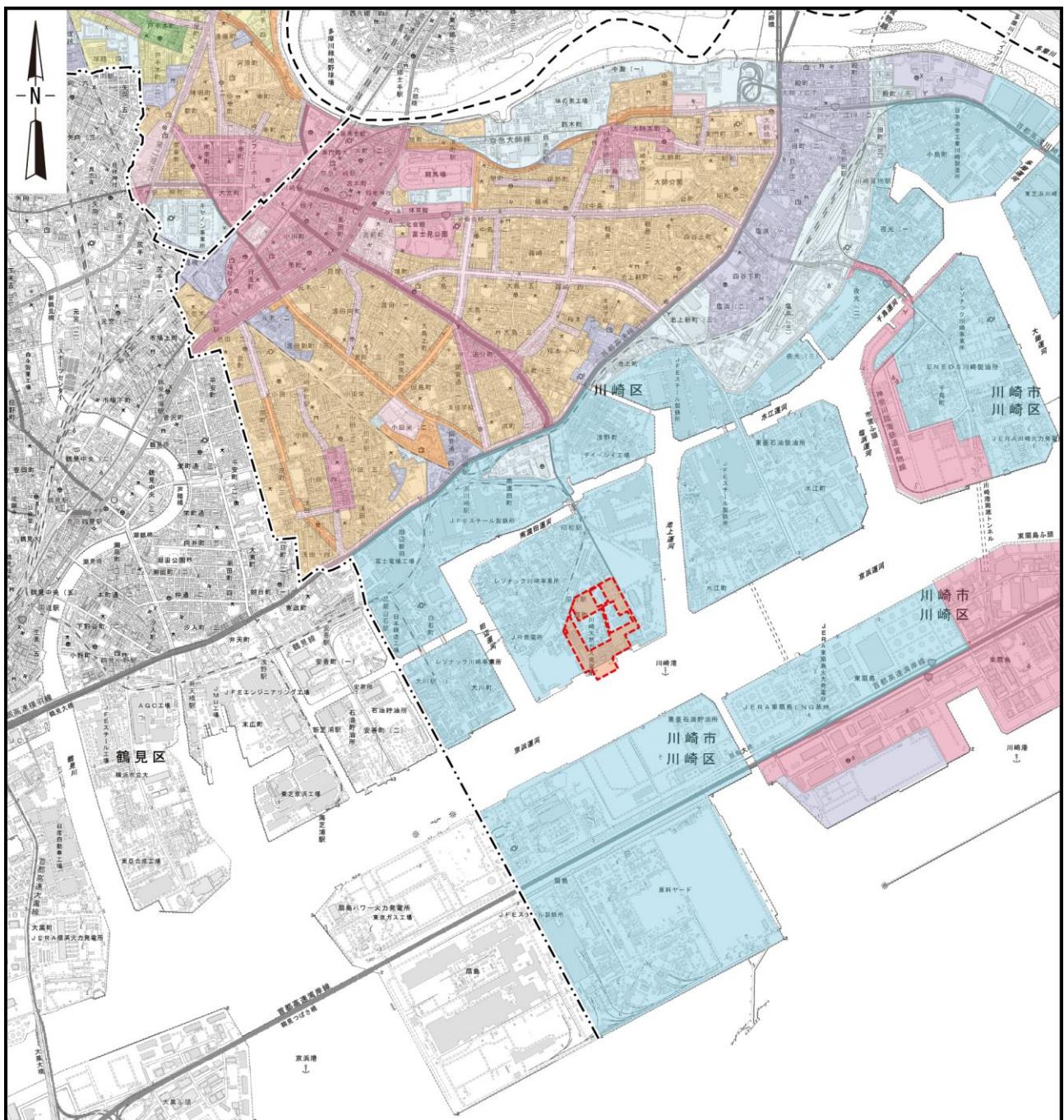
対象事業実施区域は工業専用地域のため「騒音規制法」の適用範囲外となっているが、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく事業所において発生する騒音の規制基準は第 3.2-40 表及び第 3.2-14 図のとおり定められており、工業専用地域の規制基準が適用される。

第 3.2-40 表 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に係る
工場騒音の規制基準

用途地域	時間の区分		
	午前 8 時から 午後 6 時まで	午前 6 時から午前 8 時まで 及び 午後 6 時から午後 11 時まで	午後 11 時から 翌日の 午前 6 時まで
第一種低層住居専用地域			
第二種低層住居専用地域			
第一種中高層住居専用地域	50 デシベル以下	45 デシベル以下	40 デシベル以下
第二種中高層住居専用地域			
田園住居地域			
第一種住居地域			
第二種住居地域	55 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下
準住居地域			
近隣商業地域			
商業地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下	50 デシベル以下
準工業地域			
工業地域	70 デシベル以下	65 デシベル以下	55 デシベル以下
工業専用地域	75 デシベル以下	75 デシベル以下	65 デシベル以下
その他の地域	55 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下

注：「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「田園住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、それぞれ「都市計画法」第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。

〔「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」
(平成 12 年川崎市規則第 128 号、最終改正：令和 7 年 6 月 30 日)
「騒音の規制基準一覧」(川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧) より作成〕



凡 例

対象事業実施区域

「国土数値情報 都市計画決定情報データ」(国土交通省 HP、令和 7 年 7 月閲覧)
 「騒音の規制基準一覧」(川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧)
 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」
 (平成 12 年川崎市規則第 128 号、最終改正：令和 7 年 6 月 30 日) より作成

用途地域	午前8時から午後6時まで	午前6時から午前8時まで及び 午後6時から午後11時まで	午後11時から翌日の 午前6時まで
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	50デシベル以下	45デシベル以下	40デシベル以下
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	55デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65デシベル以下	60デシベル以下	50デシベル以下
工業地域	70デシベル以下	65デシベル以下	55デシベル以下
工業専用地域	75デシベル以下	75デシベル以下	65デシベル以下

0 0.5 1 1.5 2 km

第 3.2-14 図 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に係る工場騒音の規制基準

b. 建設作業騒音の規制基準

建設作業騒音の規制基準は、「騒音規制法」により、指定地域内における建設工事のうち、著しい騒音を発生する作業を伴う特定建設作業について第3.2-41表及び第3.2-42表のとおり定められており、対象事業実施区域は工業専用地域のため、規制基準の適用範囲外となっている。対象事業実施区域及びその周囲の特定建設作業に係る規制状況は、第3.2-15図のとおりである。

第3.2-41表 特定建設作業に係る規制基準（騒音）

建設作業の種類	基準値	作業禁止時間	1日の作業限度時間	連続作業許容期間	休日作業の禁止
1 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーナーと併用する作業を除く。）	特定建設作業の場所の敷地境界線において85デシベル	第1号区域 午後7時から翌日の午前7時まで 第2号区域 午後10時から翌日の午前6時まで	第1号区域 10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜・休日でないこと
2 びょう打機を使用する作業			第1号区域 10時間を超えないこと		
3 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る。）			第2号区域 14時間を超えないこと		
4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）			第1号区域 10時間を超えないこと		
5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）			第2号区域 14時間を超えないこと		
6 バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業			第1号区域 10時間を超えないこと		
7 トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業			第2号区域 14時間を超えないこと		
8 ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業			第1号区域 10時間を超えないこと		

注：第1号区域及び第2号区域は、第3.2-42表に掲げる区域とする。

〔「騒音規制法施行令」（昭和43年政令第324号、最終改正：令和3年12月24日）
「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」
（昭和43年厚生省・建設省告示第1号、最終改正：令和2年3月30日）
「特定建設作業について」（川崎市HP、令和7年7月閲覧）
「特定建設作業の規制に関する基準」（横浜市HP、令和7年7月閲覧）より作成〕

第 3.2-42 表 特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制の区域の区分

区 域	区域の区分
第 1 号区域	第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、田園住居地域、第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途が定められていない地域、工業地域のうち学校・保育所・病院・図書館・老人ホーム・幼保連携型認定こども園等の施設の敷地の境界線から 80 メートルまでの区域
第 2 号区域	工業地域のうち、前号の区域以外の区域 <div style="text-align: right; margin-right: 10px;">〔「特定建設作業について」（川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧） 〔「特定建設作業の規制に関する基準」（横浜市 HP、令和 7 年 7 月閲覧）より作成〕</div>

c. 自動車騒音の要請限度

自動車騒音の要請限度は、「騒音規制法」に基づき指定された規制地域内における限度として、第 3.2-43 表のとおり定められており、対象事業実施区域は工業専用地域のため、要請限度の指定範囲外となっている。対象事業実施区域及びその周囲の自動車騒音の要請限度の規制区域は、第 3.2-16 図の区域である。

第 3.2-43 表 自動車騒音に係る要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	午前 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
備 考		
1. 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る特例		
2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲については、昼間 75 デシベル、夜間 70 デシベルとする。 「幹線交通を担う道路」とは次に掲げる道路をいう。 ①「道路法」（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間） ②「道路運送法」（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であつて「都市計画法施行規則」（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 7 条第 1 項第 1 号に規定する自動車専用道路		
2. a 区域、b 区域及び c 区域とは、それぞれ次に掲げる区域として都道府県知事（市の区域内の区域については、市長。）が定めた区域をいう。		
a 区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域及び田園住居地域		
b 区域：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及びその他の地域		
c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域		

「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

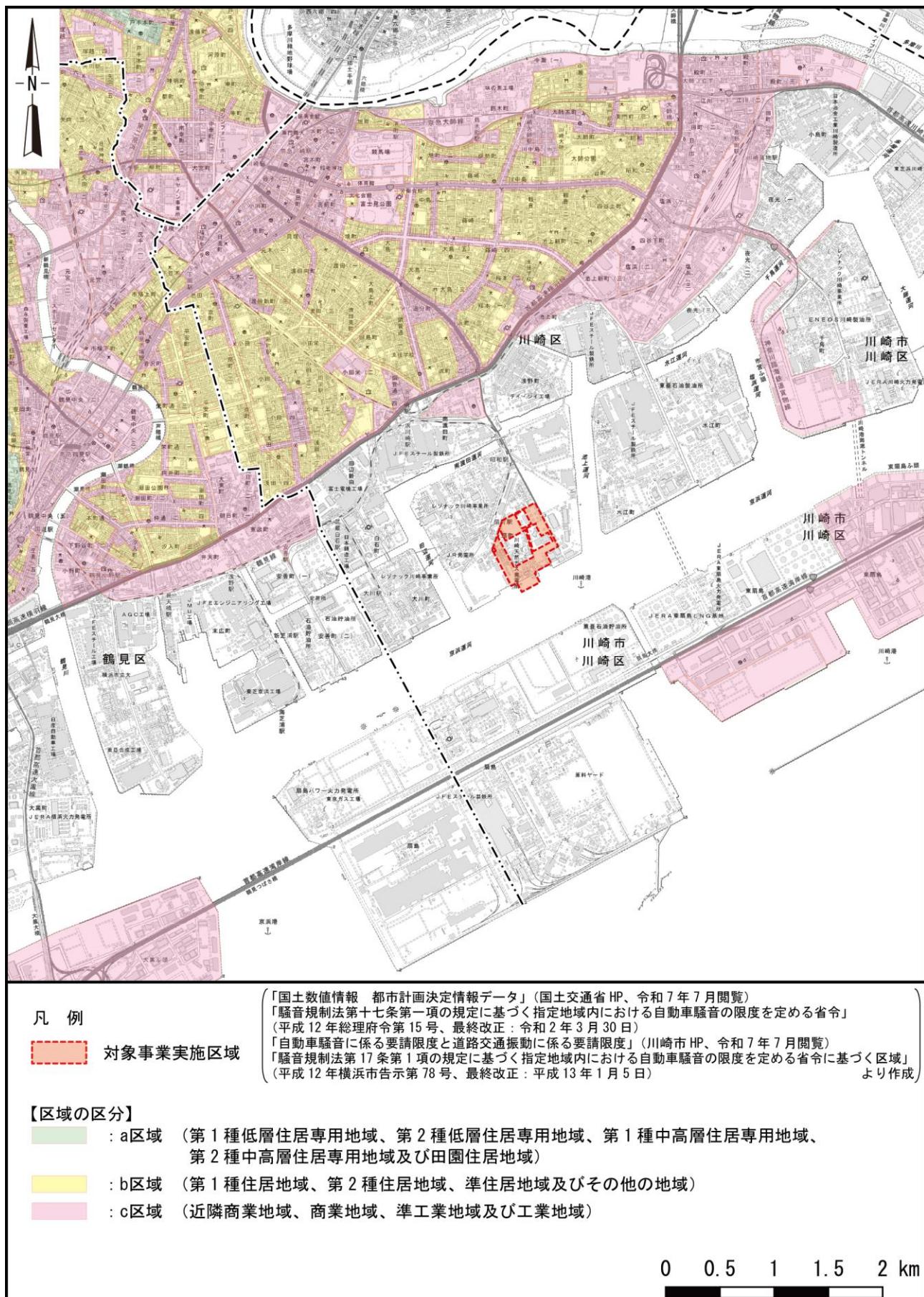
（平成 12 年総理府令第 15 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）

「自動車騒音に係る要請限度と道路交通振動に係る要請限度」（川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧）

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に基づく区域」
（平成 12 年横浜市告示第 78 号、最終改正：平成 13 年 1 月 5 日）
より作成



第3.2-15図 特定建設作業に係る規制の区域区分（騒音・振動）



第3.2-16 図 自動車騒音の要請限度の区域の指定状況

③ 振動

振動の規制に関しては、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、規制地域を指定して事業活動及び建設工事に伴って発生する振動の規制基準並びに道路交通振動の要請限度が定められている。

a. 工場振動の規制基準

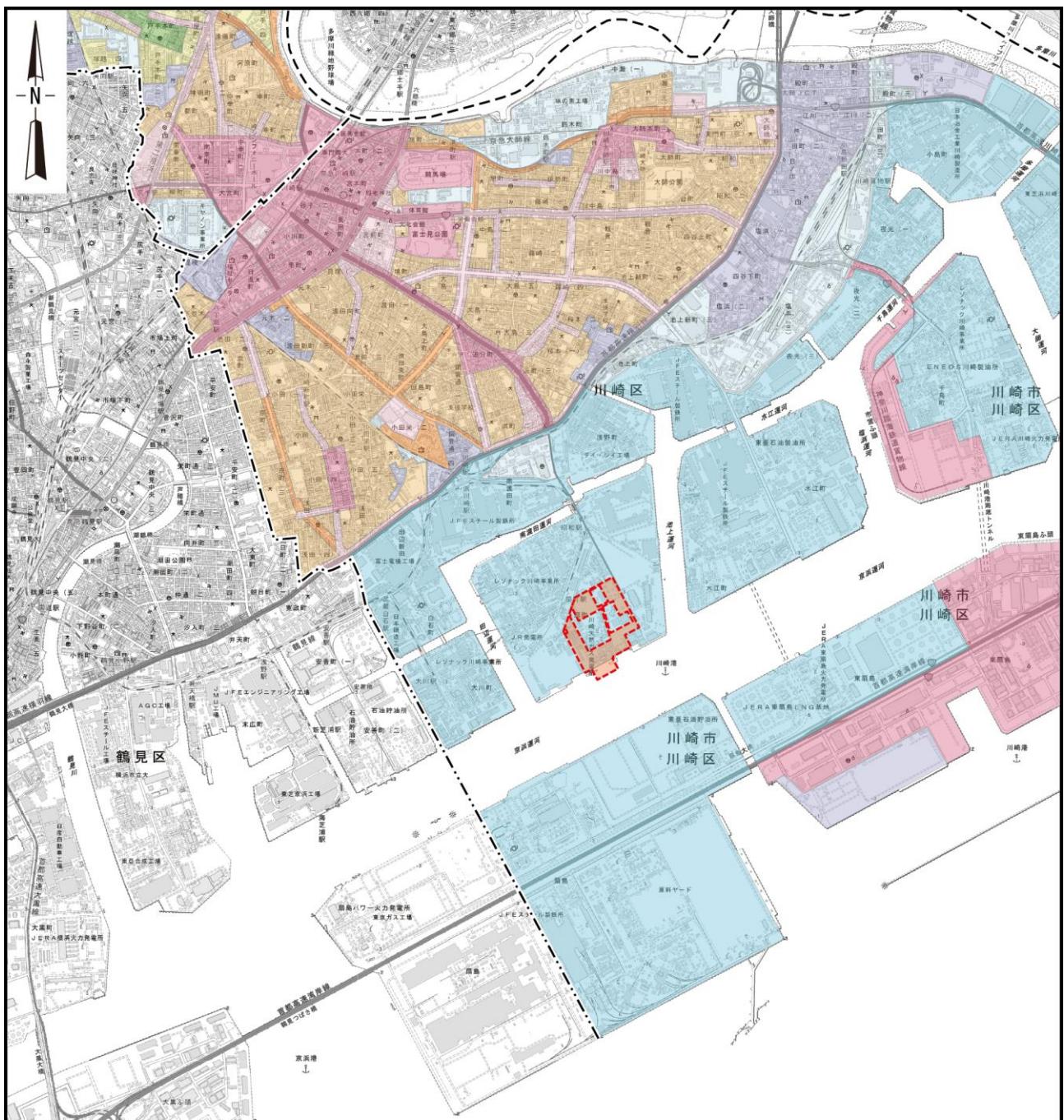
対象事業実施区域は工業専用地域のため「振動規制法」の適用範囲外となっているが、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく事業所において発生する振動の規制基準は第 3.2-44 表及び第 3.2-17 図のとおり定められており、工業専用地域の規制基準が適用される。

第 3.2-44 表 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に係る
工場振動の規制基準

用途地域	時間の区分	
	午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から午前 8 時まで
第一種低層住居専用地域		
第二種低層住居専用地域		
第一種中高層住居専用地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
第二種中高層住居専用地域		
田園住居地域		
第一種住居地域		
第二種住居地域	65 デシベル以下	55 デシベル以下
準住居地域		
近隣商業地域		
商業地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
準工業地域		
工業地域	70 デシベル以下	60 デシベル以下
工業専用地域	70 デシベル以下	65 デシベル以下
その他の地域	65 デシベル以下	55 デシベル以下

注：「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「田園住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、それぞれ「都市計画法」第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。

〔「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」
(平成 12 年川崎市規則第 128 号、最終改正：令和 7 年 6 月 30 日)
「振動の規制基準一覧」(川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧) より作成〕



凡 例

対象事業実施区域

「国土数値情報 都市計画決定情報データ」(国土交通省 HP、令和 7 年 7 月閲覧)
 「振動の規制基準一覧」(川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧)
 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」
 (平成 12 年川崎市規則第 128 号、最終改正：令和 7 年 6 月 30 日) より作成

用途地域	午前8時から午後7時まで	午後7時から午前8時まで
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	60デシベル以下	55デシベル以下
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	65デシベル以下	55デシベル以下
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65デシベル以下	60デシベル以下
工業地域	70デシベル以下	60デシベル以下
工業専用地域	70デシベル以下	65デシベル以下

0 0.5 1 1.5 2 km

第 3.2-17 図 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に係る工場振動の規制基準

b. 建設作業振動の規制基準

建設作業振動の規制基準は、「振動規制法」により、指定地域内における建設工事のうち、著しい振動を発生する作業を伴う特定建設作業について第3.2-45表及び第3.2-46表のとおり定められており、対象事業実施区域は工業専用地域のため、規制基準の適用範囲外となっている。対象事業実施区域及びその周囲の特定建設作業に係る規制状況は、第3.2-15図のとおりである。

第3.2-45表 特定建設作業に係る規制基準（振動）

建設作業の種類		基準値	作業禁止時間	1日の作業限度時間	連続作業許容期間	休日作業の禁止
1	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業	特定建設作業の場所の敷地境界線において75デシベル	第1号区域 午後7時 から 翌日の 午前7時 まで	1号区域 1日10時間 を超えないこと	連続6日 を超えない こと	日曜・休日 でないこと
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		第2号区域 午後10時 から 翌日の 午前6時 まで	2号区域 1日14時間 を超えない こと		
3	舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)					
4	ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)					

〔「振動規制法施行令」(昭和51年政令第280号、最終改正：令和3年12月24日)
 〔「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号、最終改正：令和3年3月25日) より作成〕

第3.2-46表 特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制の区域の区分

区域	区域の区分
第1号区域	第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、田園住居地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途が定められていない地域、工業地域のうち学校・保育所・病院・図書館・老人ホーム・幼保連携型認定こども園等の施設の敷地の境界線から80メートルまでの区域
第2号区域	工業地域のうち、前号の区域以外の区域

〔「特定建設作業について」(川崎市HP、令和7年7月閲覧)
 〔「特定建設作業の規制に関する基準」(横浜市HP、令和7年7月閲覧) より作成〕

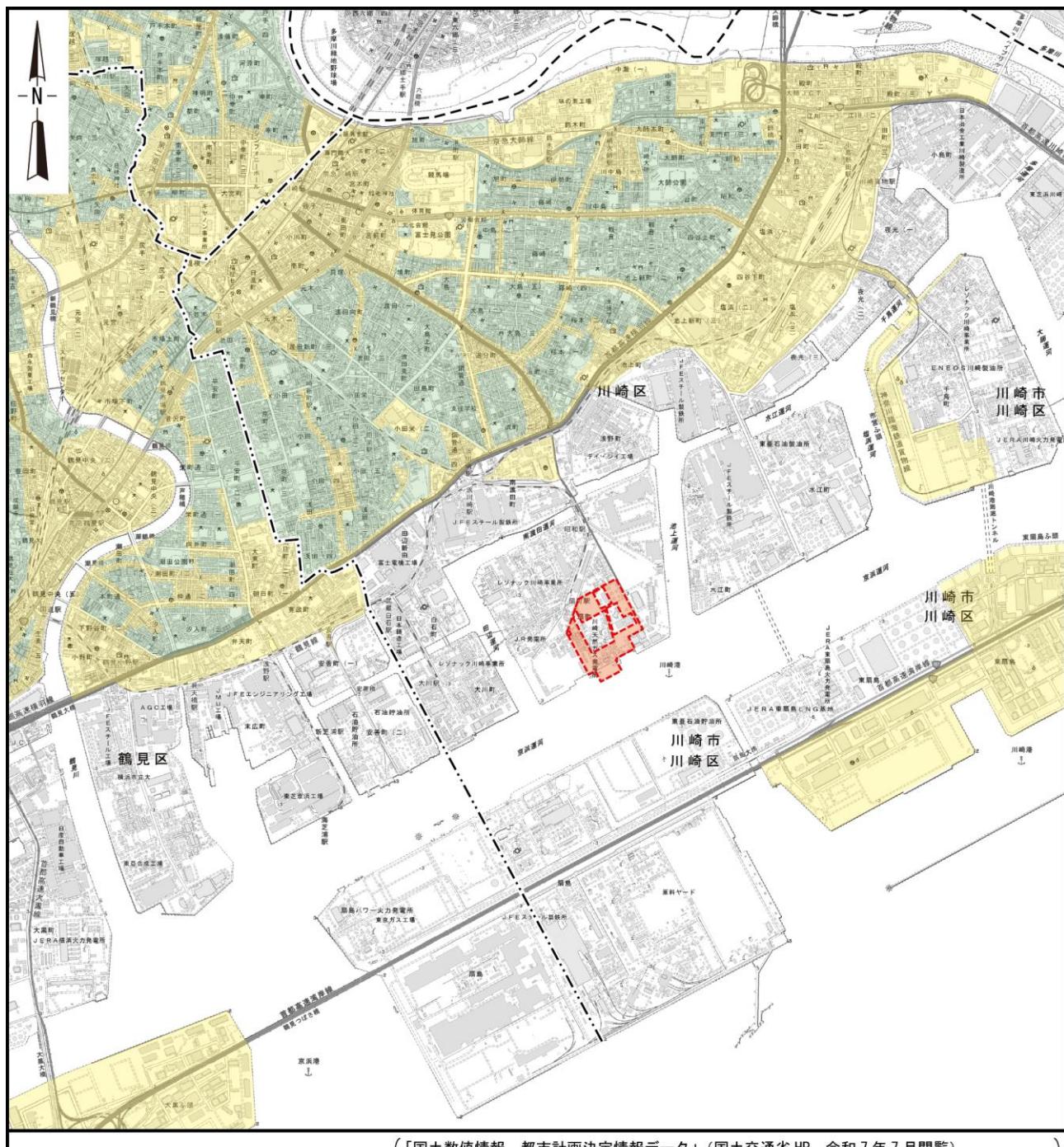
c. 道路交通振動の要請限度

道路交通振動の要請限度は、「振動規制法」に基づき指定された規制地域内における限度として第 3.2-47 表のとおり定められており、対象事業実施区域は工業専用地域のため、要請限度の指定範囲外となっている。対象事業実施区域及びその周囲の道路交通振動の要請限度の規制区域は、第 3.2-18 図の区域である。

第 3.2-47 表 道路交通振動の要請限度

区域の区分	該当地域	時間の区分			
		昼 間		夜 間	
		時 間	振動レベル	時 間	振動レベル
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域	午前 8 時から 午後 7 時まで	65 デシベル	午後 7 時から 翌朝午前 8 時 まで	60 デシベル
	第 2 種低層住居専用地域				
	第 1 種中高層住居専用地域				
	第 2 種中高層住居専用地域				
	田園住居地域				
	第 1 種住居地域				
	第 2 種住居地域				
第 2 種区域	準住居地域		70 デシベル		65 デシベル
	その他の地域				
	近隣商業地域				
	商業地域				
	準工業地域				
	工業地域				

〔「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日）
「自動車騒音に係る要請限度と道路交通振動に係る要請限度」（川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧）
「道路交通振動の限度を定める規則に基づく区域及び時間」（昭和 61 年横浜市告示第 63 号）より作成〕



凡 例

 対象事業実施区域

「国土数値情報 都市計画決定情報データ」(国土交通省 HP、令和 7 年 7 月閲覧)
 「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日)
 「自動車騒音に係る要請限度と道路交通振動に係る要請限度」(川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧)
 「道路交通振動の限度を定める規則に基づく区域及び時間」(昭和 61 年横浜市告示第 63 号)
 より作成

【区域の区分】

- : 第1種区域 (第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、田園住居地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、その他の地域)
- : 第2種区域 (近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域)

0 0.5 1 1.5 2 km

第 3.2-18 図 道路交通振動の要請限度の区域の指定状況

④ 悪臭

悪臭の規制基準は、「悪臭防止法」（昭和46年法律第91号、最終改正：令和4年6月17日）第3条及び第4条に基づき、都道府県知事（政令市長）が「特定悪臭物質の濃度」又は「臭気指数」いずれかの方法を採用するものとなっている。

川崎市では、工場や事業場から発生する悪臭について、アンモニア、硫化水素などの悪臭物質ごとに「特定悪臭物質の濃度」を定め規制をしているが、平成17年4月1日から「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」において、「臭気指数」に規制方式を追加し施行された。

「特定悪臭物質の濃度」及び「臭気指数」の規制基準は第3.2-48表及び第3.2-49表に、対象事業実施区域及びその周囲の悪臭に係る規制状況は第3.2-19図のとおりである。

「特定悪臭物質の濃度」において、川崎市内の規制地域は市街化区域全域である。

「臭気指数」において、対象事業実施区域は工業専用地域のため地域2に該当することから、昼間（午前8時～午後11時）は臭気指数18の規制基準が、夜間（午後11時～午前8時）は臭気指数15の規制基準が適用される。

また、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」において、事業所において行う悪臭を発生する作業の方法及び事業所の構造は、第3.2-50表に掲げる措置を講じることによるものとされている。

なお、気体排出口における規制基準、排出水における規制基準が、「悪臭防止法」により第3.2-51表のとおり定められている。

気体排出口における特定悪臭物質の流量に係る規制基準は、「悪臭防止法施行規則」（昭和47年総理府令第39号、最終改正：令和6年4月1日）第6条の2に規定する方法により算出して得られる臭気排出強度又は排出気体の臭気指数となる。

排出水中における特定悪臭物質の濃度に係る規制基準は、第3.2-52表のとおり定められている。

※臭気指数規制とは

「臭気指数」とは、気体又は水の悪臭の程度に関する値であり、においが感じられなくなるまで気体又は水を薄めたときの希釈倍率から求めた値です。臭気指数の算出式は次のとおりです。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log_{10} (\text{希釈倍率})$$

〔「条例施行規則の改正について（悪臭の規制基準）」（川崎市HP、令和7年7月閲覧）より作成〕

第3.2-48表 川崎市における悪臭に係る規制基準（特定悪臭物質）

特定悪臭物質の種類	敷地境界における濃度 (ppm)
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
スチレン	0.4
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
キシレン	1

[「悪臭防止法の規制基準について」(川崎市HP、令和7年7月閲覧)より作成]

第3.2-49表 川崎市における悪臭に係る規制基準（臭気指数）

区域の区分	敷地境界 (午後11時～午前8時)	敷地境界 (午前8時～午後11時)
地域1	第1種低層住居専用地域	
	第2種低層住居専用地域	
	第1種中高層住居専用地域	
	第2種中高層住居専用地域	
	第1種住居地域	12
	第2種住居地域	
	準住居地域	
地域2	田園住居地域	
	近隣商業地域	
	商業地域	
	準工業地域	
	工業地域	15
	工業専用地域	
	市街化調整区域	

「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」
(平成11年川崎市条例第50号、最終改正：令和7年3月26日)

「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」
(平成12年川崎市規則第128号、最終改正：令和7年6月30日)

「臭気指数による規制基準について」(川崎市HP、令和7年7月閲覧)より作成

第3.2-50表 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の基準

No.	条例の基準
1.	悪臭を著しく発生する作業は、周辺に悪臭の影響を及ぼさないように吸着設備、洗浄設備、燃焼設備その他の脱臭装置を設置すること。
2.	事業所は、悪臭の漏れにくい構造の建物とすること。
3.	悪臭を発生する作業は、屋外において行わないこと。ただし、周囲の状況等から影響がないと認められる場合は、この限りではない。
4.	悪臭を発生する作業は、事業所の敷地のうち、可能な限り周辺に影響を及ぼさない位置を選んで行うこと。
5.	悪臭を発生する原材料、製品等は、悪臭の漏れにくい容器に収納し、カバーで覆う等の措置を講ずるとともに建物内に保管すること。
6.	1から5までに掲げるもののほか、臭気指数（気体又は水に係る悪臭の程度に関する値であって、市長が別に定めるところにより、人間の嗅覚でその臭気を感知することができなくなるまで気体又は水の希釈をした場合におけるその希釈の倍数を基礎として算定されるものをいう。以下同じ。）が川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則別表第10に定める臭気指数の許容限度に適合することとなるよう必要な措置を講ずること。

[「悪臭の規制基準」（川崎市HP、令和7年7月閲覧）より作成]

第3.2-51表 悪臭物質の排出口における規制基準

ア 悪臭物質（アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン及びキシレンに限る。）ごとに、「悪臭防止法施行規則」第3条に定める次の式により算出した流量とする。
$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$
この式において、q、He 及び Cm は、それぞれ次の値を表すものとする。
q 流量（単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時）
He 次のイに規定する方法により補正された排出口の高さ（単位 メートル）
Cm 2の(1)の表*において悪臭物質ごとに定められた基準値（単位 ppm）
イ 排出口の高さの補正是、次の算式により行うものとする。
$He = H_0 + 0.65(H_m + H_t)$
$H_m = \frac{0.795\sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$
$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \left(2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1 \right)$
$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left(1460 - 296 \times \frac{V}{1 - 288} \right) + 1$
これらの式において、He、Ho、Q、V 及び T は、それぞれ次の値を表すものとする。
He 補正された排出口の高さ（単位 メートル）
Ho 排出口の実高さ（単位 メートル）
Q 温度15度における排出ガスの流量（単位 立方メートル毎秒）
V 排出ガスの排出速度（単位 メートル毎秒）
T 排出ガスの温度（単位 絶対温度）

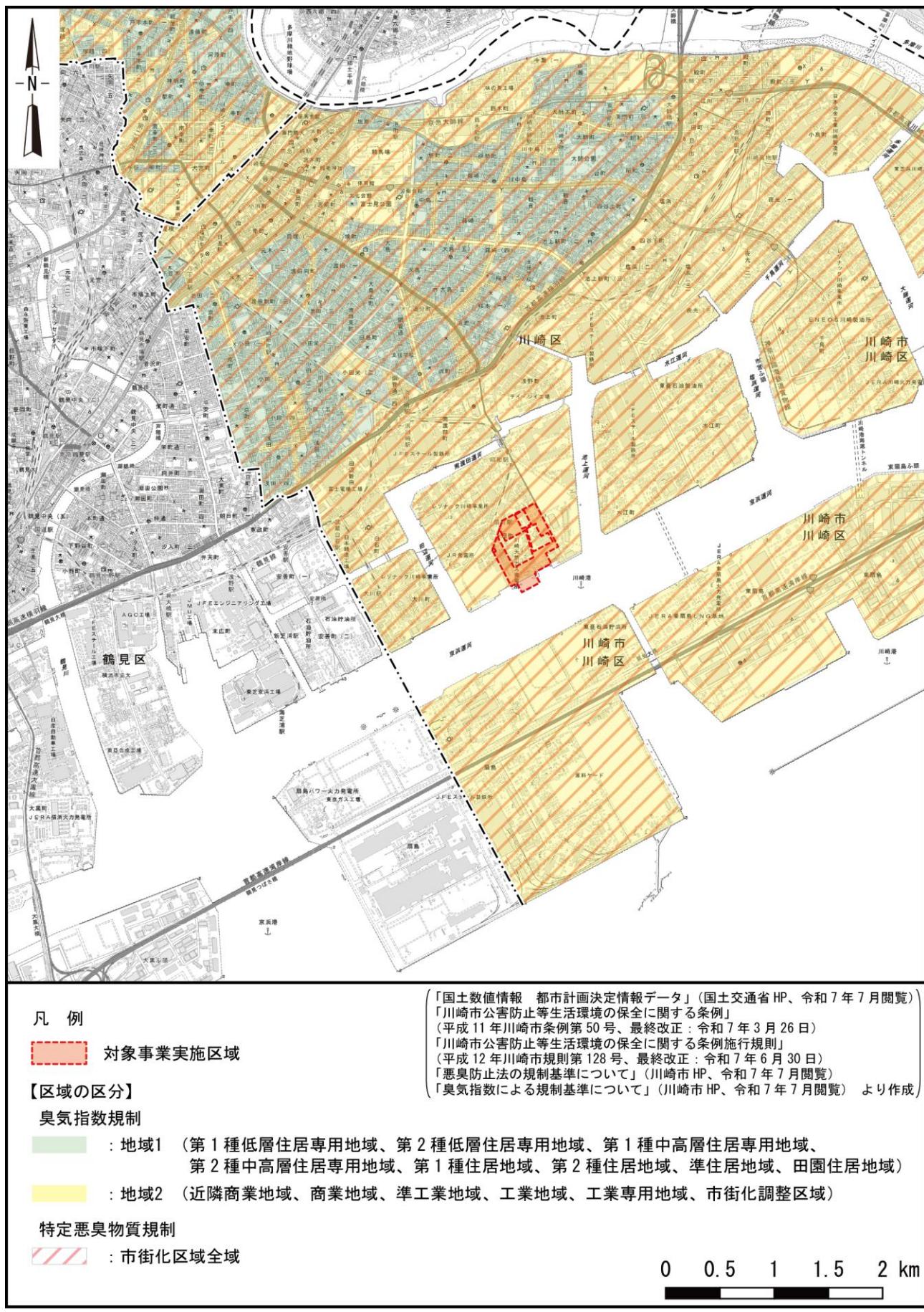
注：※「2の(1)の表」は、本書では第3.2-48表に相当。

[「悪臭防止法 排出口の規制基準」（川崎市HP、令和7年7月閲覧）より作成]

第3.2-52表 惡臭物質の排出水中における規制基準

特定悪臭物質の種類	事業所から敷地外に排出される排出水の量	規制基準 (mg/L)
メチルメルカプタン	0.001m ³ /s 以下の場合	0.03
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.007
	0.1m ³ /s を超える場合	0.002
硫化水素	0.001m ³ /s 以下の場合	0.1
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.02
	0.1m ³ /s を超える場合	0.005
硫化メチル	0.001m ³ /s 以下の場合	0.3
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.07
	0.1m ³ /s を超える場合	0.01
二硫化メチル	0.001m ³ /s 以下の場合	0.6
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.1
	0.1m ³ /s を超える場合	0.03

「悪臭防止法施行規則」（昭和47年総理府令第39号、最終改正：令和6年4月1日）
 「悪臭防止法 排出水の規制基準」（川崎市HP、令和7年7月閲覧）より作成



第3.2-19 図 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に係る悪臭の規制の区域区分

⑤ 水質汚濁

対象事業実施区域及びその周囲における工場及び事業場からの排出水については、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、全国一律の排水基準（有害物質 28 物質及び生活環境 15 項目）が第 3.2-53 表のとおり定められている。

また、「大気汚染防止法第 4 条第 1 項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定による排水基準を定める条例」（昭和 46 年神奈川県条例第 52 号、最終改正：令和 6 年 7 月 19 日）に基づく上乗せ排水基準及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく市条例規制基準が、第 3.2-53 表のとおり定められている。

第3.2-53表(1) 水質汚濁に係る排水基準(有害物質)

有害物質の種類	許容限度		
	一律排水基準及び 上乗せ排水基準(◎印 欄は上乗せ排水基準)	市条例規制基準	
		新設の事業所	新設の事業所以外
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L	0.03mg/L	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L	1mg/L	1mg/L
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	0.2mg/L◎	0.2mg/L	0.2mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.2mg/L	0.2mg/L	0.2mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L	0.005mg/L	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	検出されないこと。	検出されないこと。
PCB	0.003mg/L	0.003mg/L	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L	0.2mg/L	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L	0.02mg/L	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	0.04mg/L	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	1mg/L	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	0.4mg/L	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L	3mg/L	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	0.06mg/L	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロパン	0.02mg/L	0.02mg/L	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L	0.06mg/L	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L	0.03mg/L	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L	0.2mg/L	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域	230mg/L	230mg/L
	その他	10mg/L	10mg/L
ふつ素及びその化合物	海域	15mg/L	15mg/L
	その他	8mg/L	8mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L	100mg/L	100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L	0.5mg/L	0.5mg/L
ダイオキシン類	—	10pg-TEQ/L	10pg-TEQ/L

備考

- 一律排水基準及び上乗せ排水基準は、特定施設(「水質汚濁防止法」第2条第2項に規定する特定施設をいう。以下同じ。)を設置する事業場(同法第2条第5項に規定する特定事業場をいう。以下「特定事業場」という。)の排出水に適用される。
- アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の許容限度は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量とする。

「事業所から排出される排水に適用される排水基準等(令和7年7月1日現在)
(川崎市HP、令和7年7月閲覧)

第3.2-53表(2) 水質汚濁に係る排水基準（水の汚染状態を示す項目）

項目	許容限度			
	一律排水基準及び上乗せ排水基準 (◎印の欄は上乗せ排水基準)		市条例規制基準	
	新設	新設以外	新設	新設以外
水素イオン濃度	5.8~8.6◎	5.8~8.6◎	5.8~8.6	5.8~8.6
生物化学的酸素要求量	25mg/L◎ (20mg/L)	60mg/L◎ (50mg/L)	25mg/L	60mg/L
化学的酸素要求量	25mg/L◎ (20mg/L)	60mg/L◎ (50mg/L)	25mg/L	60mg/L
浮遊物質量	70mg/L◎ (40mg/L)	90mg/L◎ (70mg/L)	70mg/L	90mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L	5mg/L	5mg/L	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	5mg/L◎	10mg/L◎	5mg/L	10mg/L
フェノール類	0.5mg/L◎	0.5mg/L◎	0.5mg/L	0.5mg/L
銅及びその化合物	1mg/L◎	3mg/L	1mg/L	3mg/L
亜鉛及びその化合物	1mg/L◎	2mg/L	1mg/L	2mg/L
鉄及びその化合物（溶解性のものに限る。）	3mg/L◎	10mg/L	3mg/L	10mg/L
マンガン及びその化合物（溶解性のものに限る。）	1mg/L◎	1mg/L◎	1mg/L	1mg/L
クロム及びその化合物	2mg/L	2mg/L	2mg/L	2mg/L
ニッケル及びその化合物	—	—	1mg/L	1mg/L
大腸菌数	(800CFU/mL)		800CFU/mL	800CFU/mL
窒素含有量(T-N)	120mg/L (60mg/L)		—	—
燐含有量(T-P)	16mg/L (8mg/L)		—	—
臭気	—		受け入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。	
色汚染度	—		排水を希釈しない状態で12度以下とし、かつ、当該排水を蒸留水で1対1に希釈した状態で8度以下とする。	
温度	—		排水の水温は38度以下とし、かつ、当該排水を放流する水域の水温を10度以上越えないものとする。	
備考	<ol style="list-style-type: none"> 一律排水基準及び上乗せ排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上の特定事業場から排出される排出水のみ適用される。ただし、当該排出水の量が50m³未満の特定事業場から排出される排出水には水素イオン濃度に係る排水基準が適用される。 一律排水基準及び上乗せ排水基準において、生物化学的酸素要求量に係る排水基準は海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水について適用し、化学的酸素要求量に係る排水基準は湖沼又は海域に排出される排出水について適用する。 ()内の数値は日間平均値を示す。 市条例規制基準において、色汚染度に係る許容限度は、自然現象に起因するものについては、適用しない。 市条例規制基準において、温度に係る許容限度は、1日当たりの平均的な排水の量が300m³未満の排水口については、適用しない。 			

〔「事業所から排出される排水に適用される排水基準等（令和7年7月1日現在）」
(川崎市HP、令和7年7月閲覧)
より作成〕

⑥ 底 質

底質については、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和48年総理府令第6号、最終改正：令和7年3月3日)により、水底土砂に係る判定基準が定められている。水底土砂に係る判定基準は、第3.2-54表のとおりである。

第3.2-54表 水底土砂に係る判定基準

物 質	基 準
アルキル水銀化合物	アルキル水銀化合物につき検出されないこと。
水銀又はその化合物	検液1Lにつき水銀0.005mg以下
カドミウム又はその化合物	検液1Lにつきカドミウム0.03mg以下
鉛又はその化合物	検液1Lにつき鉛0.1mg以下
有機りん化合物	検液1Lにつき有機りん化合物1mg以下
六価クロム化合物	検液1Lにつき六価クロム0.2mg以下
ひ素又はその化合物	検液1Lにつきひ素0.1mg以下
シアノ化合物	検液1Lにつきシアノ1mg以下
ポリ塩化ビフェニル	検液1Lにつきポリ塩化ビフェニル0.003mg以下
銅又はその化合物	検液1Lにつき銅3mg以下
亜鉛又はその化合物	検液1Lにつき亜鉛2mg以下
ふっ化物	検液1Lにつきふっ素15mg以下
トリクロロエチレン	検液1Lにつきトリクロロエチレン0.1mg以下
テトラクロロエチレン	検液1Lにつきテトラクロロエチレン0.1mg以下
ベリリウム又はその化合物	検液1Lにつきベリリウム2.5mg以下
クロム又はその化合物	検液1Lにつきクロム2mg以下
ニッケル又はその化合物	検液1Lにつきニッケル1.2mg以下
バナジウム又はその化合物	検液1Lにつきバナジウム1.5mg以下
廃棄物処理令別表第三の三第二十四号に掲げる有機塩素化合物	試料1kgにつき塩素40mg以下
ジクロロメタン	検液1Lにつきジクロロメタン0.2mg以下
四塩化炭素	検液1Lにつき四塩化炭素0.02mg以下
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき1,2-ジクロロエタン0.04mg以下
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき1,1-ジクロロエチレン1mg以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつきシス-1,2-ジクロロエチレン0.4mg以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1,1,1-トリクロロエタン3mg以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき1,1,2-トリクロロエタン0.06mg以下
1,3-ジクロロプロパン	検液1Lにつき1,3-ジクロロプロパン0.02mg以下
テトラメチルチウラムジスルフィド(以下「チウラム」という。)	検液1Lにつきチウラム0.06mg以下
2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン(以下「シマジン」という。)	検液1Lにつきシマジン0.03mg以下
s-4-クロロベンジル-N,N-ジエチルチオカルバマート(以下「チオベンカルブ」という。)	検液1Lにつきチオベンカルブ0.2mg以下
ベンゼン	検液1Lにつきベンゼン0.1mg以下
セレン又はその化合物	検液1Lにつきセレン0.1mg以下
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき1,4-ジオキサン0.5mg以下

備 考

- この表に掲げる基準は、昭和48年総理府令第6号第4条の規定に基づき環境大臣が定める方法により廃棄物に含まれる各号上欄に掲げる物質を溶出させた場合における当該各号下欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。
- 「検出されないこと。」とは、昭和48年総理府令第6号第4条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和48年総理府令第6号、最終改正：令和7年3月3日)

より作成

⑦ 土壌汚染

「土壤汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく基準は、第 3.2-55 表のとおりである。

第 3.2-55 表(1) 土壌汚染に係る土壌溶出量基準

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.003mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアノ化合物	検液中にシアノが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロパン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふつ素及びその化合物	検液 1L につきふつ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

[「土壤汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 6 年 4 月 1 日）より作成]

第 3.2-55 表(2) 土壌汚染に係る土壌含有量基準

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壤 1kg につきカドミウム 45mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壤 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアノ化合物	土壤 1kg につき遊離シアノ 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壤 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壤 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壤 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壤 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふつ素及びその化合物	土壤 1kg につきふつ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壤 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。
ダイオキシン類	土壤 1g につきダイオキシン類 1,000pg-TEQ 以下であること。

注：ダイオキシン類については、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」に基づく基準である。

〔「土壤汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 6 年 4 月 1 日）
「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」
（平成 12 年川崎市規則第 128 号、最終改正：令和 7 年 6 月 30 日） より作成〕

⑧ 地盤沈下

対象事業実施区域は、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく指定地域となっている。

また、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」では、地下水の揚水は揚水施設の構造や揚水量により許可制又は届出制として規制されている。

[「地盤沈下と地下水（地下水揚水規制について）」（川崎市、令和 3 年）より作成]

「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく指定地域は川崎市内にはない。

[「令和 5 年度全国の地盤沈下地域の概況」（環境省、令和 7 年）より作成]

⑨ ダイオキシン類

ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」により、工場又は事業場に設置される特定施設から排出される排出ガス又は排出水について排出基準が定められている。

⑩ 特定化学物質

特定化学物質については、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 86 号、最終改正：平成 14 年 12 月 13 日）により、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令」（平成 12 年政令第 138 号、最終改正：令和 6 年 3 月 29 日）が定める化学物質のうち、第一種指定化学物質の製造の事業を営む者・使用する者・取り扱う者及び付随的に生成又は排出することが見込まれる者（第一種指定化学物質等取扱事業者）は、事業活動に伴う第一種指定化学物質の排出量及び移動量を都道府県知事経由により主務大臣に届け出なければならない。

⑪ 廃棄物

廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）第 3 条において、事業活動に伴って生じた廃棄物を事業者自らの責任で適正に処理することが定められている。

⑫ 残 土

残土については、「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」（平成 11 年神奈川県条例第 3 号、最終改正：令和 6 年 10 月 22 日）により、土砂の搬出について必要な事項を定めることにより、土砂の適正な処理を推進し、もって県土の秩序ある利用を図ることを目的とし、土砂の搬出について必要な事項を定めている。一定規模以上の土砂の搬出を行う場合には、届出が必要となり、土砂の搬出に際して事業者は処理計画を作成し、知事へ提出する必要がある。

⑬ 温室効果ガス等

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号、最終改正：令和 6 年 6 月 19 日）では、事業者に対して、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講じるよう努めることが求められているほか、国及び地方公共団体の施策に協力することが義務付けられている。

また、事業活動での排出の抑制等の措置に関する計画及びその実施状況の公表に努めることが求められており、事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として政令で定めるものは、排出した温室効果ガス算定排出量に関する事項について事業を所管する大臣へ報告することを義務付けている。

なお、「川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例」（平成 21 年川崎市条例第 52 号、最終改正：令和 5 年 3 月 30 日）に基づき、令和 7 年 4 月より、延べ床面積 2,000m³ 以上の建築物を新築する建築主への太陽光発電設備等設置義務が課せられることになっている。

さらに、温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業者（特定事業者）に対し、事業活動脱炭素化取組計画書及び事業活動脱炭素化取組結果報告書の作成と提出が義務付けられている。

※対象事業者：

- ・本市の区域内に設置しているすべての事業所における原油換算エネルギー使用量の前年度における合計量が 1,500kL 以上の事業者（次号に該当する事業者を除く。）
- ・連鎖化事業を行う者にあっては、当該連鎖化事業者が本市の区域内に設置しているすべての事業所及び当該連鎖化事業に加盟する者が本市の区域内に設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所における原油換算エネルギー使用量の前年度における合計量が 1,500kL 以上の事業者
- ・事業者の事業活動に伴う自動車の前年度の末日における台数が 100 台以上の事業者
- ・本市の区域内に設置しているすべての事業所における温室効果ガスのうちいずれかの物質の前年度又は前年の排出の量が 3,000t 以上の事業者

⑭ エネルギー

a. エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」（平成 21 年経済産業省告示第 66 号、最終改正：令和 5 年 3 月 31 日）では、平成 30 年 3 月の改正において、火力発電に関して新設発電設備の発電効率基準（新設基準）と、既設発電設備の稼働状況に関する基準（ベンチマーク制度）の見直しが行われた。火力発電に係る新設基準の概要は第 3.2-56 表、ベンチマーク制度の概要は第 3.2-20 図のとおりである。

可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電の新設基準については、50.5%（定格時の高位発熱量基準による発電端効率）が設定されている。

また、ベンチマーク制度については、燃料種毎の発電効率の目標値に対する達成率を指標とした「火力発電熱効率 A 指標」と火力発電の総合的な発電効率を指標とした「火力発電熱効率 B 指標」が設定されており、それぞれの目指すべき水準として A 指標は 1.00 以上、B 指標は 44.3% 以上とすることが求められている。

なお、原油換算で 1,500kL／年以上使用する特定事業者に対し、毎年度設置している工場等におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況（エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。）並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況に関し、報告することを義務付けている。

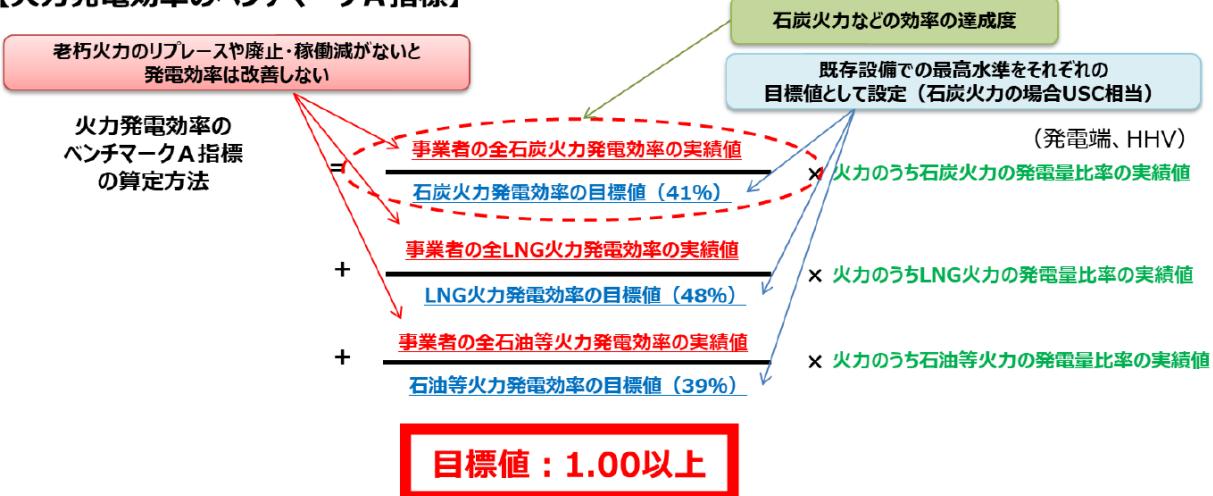
第 3.2-56 表 火力発電に係る新設基準の概要

発電方式	基準発電効率
石炭による火力発電	42.0%
可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電	50.5%
石油その他の燃料による火力発電	39.0%

- 注：1. この表に掲げる基準発電効率の値は、定格時の高位発熱量基準による発電端効率について定めたものである。
2. この表に掲げる基準発電効率の値は、次に掲げる条件を全て満たす、設備容量が 20 万 kW 未満の可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電設備の発電効率については適用しない。
(1)発電の開始から最大出力状態までに、平均で毎分 15%以上の出力変化が可能であること。
(2)定格時の高位発熱量基準による発電端効率が 44.5%以上であること。

〔「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」
(平成 21 年経済産業省告示第 66 号、最終改正：令和 5 年 3 月 31 日) より作成〕

【火力発電効率のベンチマークA指標】



【火力発電効率のベンチマークB指標】

火電効率の
ベンチマークB指標
の算定方法

$$\begin{aligned} &= \text{事業者の全石炭火力発電効率の実績値} \times \text{火力のうち石炭火力の} \\ &\quad \text{発電量比率の実績値} \\ &+ \text{事業者の全LNG火力発電効率の実績値} \times \text{火力のうちLNG火力の} \\ &\quad \text{発電量比率の実績値} \\ &+ \text{事業者の全石油等火力発電効率の実績値} \times \text{火力のうち石油等火力の} \\ &\quad \text{発電量比率の実績値} \end{aligned}$$

目標値 : 44.3%以上

$$\left(= 41\% \times \frac{19}{41} + 48\% \times \frac{20}{41} + 39\% \times \frac{2}{41} = 44.3\% \right)$$

〔「エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標
の実績について（令和6年度定期報告（令和5年度実績）分）」（資源エネルギー庁、令和7年）より作成〕

第3.2-20図 火力発電に係るベンチマーク制度の概要

b. エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律

「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」（平成 21 年法律第 72 号、最終改正：令和 4 年 5 月 20 日）に基づく「エネルギー源の環境適合利用に関する電気事業者の判断の基準」（平成 28 年経済産業省告示第 112 号、最終改正：令和 6 年 3 月 29 日）により、小売電気事業者は、自ら供給する電気の非化石電源比率を令和 12 年度（2030 年度）に 44% 以上にすることが求められている。

(3) その他環境保全計画等

① 川崎市

a. 川崎市環境基本計画

川崎市では、「川崎市環境基本条例」に基づき「川崎市環境基本計画（2021～2030）」（令和 3 年 2 月改定）を定め、環境施策の目標となるめざすべき環境像を「豊かな未来を創造する地球環境都市かわさきへ」としている。この目標実現をめざし、脱炭素化、自然共生、大気や水などの環境保全、資源循環の 4 分野に目標を設定し、めざすべき環境像の実現にむけ計画を推進していく。

また、川崎市では「川崎市環境基本条例」及び同条例に基づく「川崎市環境基本計画（2021～2030）」並びにその他の環境関連条例との整合を図るものとして、「川崎市環境影響評価に関する条例」（平成 11 年川崎市条例第 48 号、最終改正：平成 24 年 12 月 14 日）において「地域環境管理計画」（令和 3 年 3 月改定）を定めており、環境影響評価に係る項目を示すとともに、それぞれの評価の目安として地域別環境保全水準を定めている。

対象事業実施区域が位置する川崎区扇町は臨海部に区分されており、臨海部における地域別環境保全水準は、第 3.2-57 表のとおりである。

第3.2-57表(1) 地域別環境保全水準

環境影響評価項目			地域別環境保全水準
大項目	小項目	細項目	臨海部（川崎区の一部地区）
地球環境		温室効果ガス	温室効果ガスの排出量の抑制を図ること。
大 気	大気質	環境基準設定物質	環境基準等を超えないこと。かつ、現状を悪化させないこと。工業専用地域内においては、現状を悪化させないこと。
		規制物質	人の健康の保護及び生活環境の保全の観点からみて必要な水準を超えないこと。
		有害大気汚染物質	人の健康の保護の観点からみて必要な水準を超えないこと。
		光化学オキシダント生成原因物質	光化学オキシダント生成防止のための大気中炭化水素濃度を超えないこと。
	悪 臭	悪臭物質、臭気指数	大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度であること。工業専用地域内においては、現状を悪化させないこと。
	上記以外の大気環境要素		生活環境の保全に支障のないこと。
水	水 質	環境基準設定物質	環境基準を超えないこと。かつ、現状を悪化させないこと。
		規制物質	人の健康の保護及び生態系の適切な保全の観点からみて必要な水準を超えないこと。
		要監視項目	人の健康の保護及び生態系の適切な保全の観点からみて必要な水準を超えないこと。
	水 温		生態系の適切な保全の観点からみて必要な水準を超えないこと。
	底 質		人の健康の保護及び生態系の適切な保全の観点からみて必要な水準を超えないこと。
地 盤	地下水位		生活環境の保全に支障のないこと。
	地盤沈下		地盤沈下を生じさせないこと。
	変 状		生活環境の保全に支障のないこと。
土壤汚染	土壤汚染	環境基準設定物質	環境基準等を超えないこと。かつ、現状を悪化させないこと。
		特定有害物質	人の健康の保護の観点からみて必要な水準を超えないこと。
		上記以外の物質	生活環境の保全に支障のないこと。
騒音・振動・低周波音	騒 音	工場等に係る騒音	生活環境の保全に支障のないこと。
		道路に係る騒音	環境基準を超えないこと。工業専用地域内においては、現状を悪化させないこと。
		建設工事に係る騒音	生活環境の保全に支障のないこと。工業専用地域内においては、現状を悪化させないこと。
		鉄道に係る騒音	生活環境の保全に支障のないこと。ただし、線路の改良については現状の改善を図ること。
		航空機に係る騒音	生活環境の保全に支障のないこと。
	振 動	工場等に係る振動	生活環境の保全に支障のないこと。
		道路に係る振動	生活環境の保全に支障のないこと。工業専用地域内においては、現状を悪化させないこと。
		建設工事に係る振動	生活環境の保全に支障のないこと。工業専用地域内においては、現状を悪化させないこと。
		鉄道に係る振動	生活環境の保全に支障のないこと。ただし、線路の改良については現状の改善を図ること。
	低周波音		生活環境の保全に支障のないこと。

第3.2-57表(2) 地域別環境保全水準

環境影響評価項目			地域別環境保全水準
大項目	小項目	細項目	臨海部（川崎区の一部地区）
廃棄物等	一般廃棄物		資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。
	産業廃棄物		資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。
	建設発生土		資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。
水象	水量・流量 ・流出量	河川等	生活環境の保全に支障のないこと。生態系の適切な保全の観点からみて必要な水準が確保されていること。
	湧水		—
	潮流	海域	生態系の適切な保全の観点からみて必要な水準を超えないこと。
	上記以外の水環境要素		生活環境の保全に支障のないこと。生態系の適切な保全の観点からみて必要な水準が確保されていること。
生物	植物	植物相	適切な保全・回復を図ること。
		注目される種、群落	適切な保全・回復を図ること。
	動物	動物相	適切な保全・回復を図ること。
		注目される種、生息地	適切な保全・回復を図ること。
緑	生態系		適切な保全・回復を図ること。
	緑の質	植栽樹木の適合性、 植栽基盤（質、厚さ）	緑の適切な回復育成を図ること。
	緑の量	緑被、緑の構成	緑の適切な創出、回復育成を図ること。
人と自然とのふれあい活動の場	人と自然とのふれあい活動の場		自然とのふれあい活動に支障のないこと。
歴史的文化的遺産	歴史的文化的遺産		価値ある歴史的文化財の保全を図ること。
景観	景観		周辺環境と調和を保つこと。又は、魅力ある都市景観の形成を図ること。
	圧迫感		生活環境の保全に支障のないこと。（工業専用地域内は除く。）
構造物の影響	日照阻害		住環境に著しい影響を与えないこと。（工業専用地域内は除く。）
	テレビ受信障害		良好な受像画質を維持すること。かつ、現状を悪化させないこと。
	風害		生活環境の保全に支障のないこと。
コミュニティ施設	コミュニティ施設		生活環境の保全に支障のないこと。
地域交通	交通安全		生活環境の保全に支障のないこと。
	交通混雑		生活環境の保全に支障のないこと。
	地域分断		生活環境の保全に支障のないこと。
地形・地質	土砂流出		生活環境の保全に支障のないこと。
	崩壊		—
	斜面安定		—
安全	火災、爆発、化学物質の漏洩等		人の健康の保護及び生態系の適切な保全の観点からみて必要な事故防止、安全管理を図ること。

〔「地域環境管理計画」（川崎市、令和3年3月改定）より作成〕

b. 川崎市地球温暖化対策推進基本計画

川崎市では、「川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例」の規定に基づき、市長は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策等推進基本計画を定めることとしている。

令和2年11月に、2050年の脱炭素社会の実現に向けた戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」を策定し、脱炭素化の取組を進めてきたところであるが、脱炭素戦略及び国内外の急激な社会変化等を踏まえ、令和4年3月31日に「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」を改定した。

計画改定のポイントは、以下のとおりである。

【Point1 2050年の将来ビジョンの明確化】

- ・エネルギー視点、市民生活視点、交通環境視点、産業活動視点など、さまざまなアプローチで2050年のビジョンを具体化。
- ・川崎市が政令市最大のCO₂排出地域であると同時に、首都圏全体の一般家庭の消費電力を上回る大規模エネルギー供給拠点としての特性や、産業・研究開発拠点としての特性などを踏まえ、2050年の川崎臨海部が首都圏の脱炭素化に貢献する姿（川崎カーボンニュートラルコンビナート構想）をイメージ化。

【Point2 2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標等の設定】

- ・再エネ：2030年度までに33万kW以上導入。
- ・民生系：2030年度までに45%以上削減（2013年度比）
- ・産業系：2030年度までに50%以上削減（2013年度比）

【Point3 施策の強化と5大プロジェクト】

- ・既存計画の施策を強化した全40施策を示すとともに、特に事業効果の高い重点事業を「5大プロジェクト」として掲載。

プロジェクト1：地域エネルギー会社を中心とした新たなプラットフォーム設立による
地域の再エネ普及促進PJ

プロジェクト2：川崎臨海部のカーボンニュートラル化・市内産業のグリーンイノベーション推進PJ

プロジェクト3：市民・事業者の行動変容・再エネ普及等促進PJ

プロジェクト4：交通環境の脱炭素化に向けた次世代自動車等促進PJ

プロジェクト5：市公共施設の再エネ100%電力導入等の公共施設脱炭素化PJ

② 横浜市

a. 横浜市環境管理計画

横浜市では、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」（平成7年横浜市条例第17号、最終改正：平成18年12月25日）に基づき「横浜市環境管理計画」（平成30年11月改定）を定め、目指す将来の環境の姿として「脱炭素化に向けて温室効果ガスの排出が大きく削減しているまち」及び「水とみどり豊かな自然環境があり生物多様性の恵みを受けられるまち」を掲げている。

総合的な視点による基本政策として、「環境と人・地域社会」、「環境と経済」、「環境とまちづくり」の3つの視点により体系化し、総合的・横断的に取組を進めている。

環境側面からの基本施策として、「地球温暖化対策」、「生物多様性」、「水とみどり」、「都市農業」、「資源循環」、「生活環境」、「環境教育・学習」の7つの視点から施策を体系化している。

「横浜市環境影響評価条例」（平成22年横浜市条例第46号、最終改正：平成24年12月28日）に基づき、環境影響について配慮すべき事項に関する指針として「横浜市環境配慮指針」（令和7年4月改定）を策定し、事業の種類別に配慮事項を定めている。

b. 横浜市地球温暖化対策実行計画

横浜市では、地球温暖化に関する国内外の動向や、「横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例」（令和3年横浜市条例37号、最終改正：令和5年12月15日）の制定等を踏まえ、新たな2030年度（令和12年度）温室効果ガス排出削減目標の達成や2050年の脱炭素化の実現に向けた取組等を一層推進するため、令和5年1月に「横浜市地球温暖化対策実行計画」を改定した。

本計画では、脱炭素社会の実現に向けた「2050年の横浜の将来像」である「Zero Carbon Yokohama～2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを達成し、持続可能な大都市を実現する～」を市民・事業者・市等がすべての力を総動員し実現するために、2030年度（令和12年度）をターゲットとした脱炭素や気候変動への適応に関して、今後進めていく対策を幅広い分野で取りまとめるための7つの「基本方針」を定めるとともに、2050年までの脱炭素化の実現も見据えながら、基本方針に紐づく対策の中から特に2030年度（令和12年度）の温室効果ガス50%削減に向けて、市内経済の循環・持続可能な発展、市民・事業者の行動変容に資する取組を選び、再構築した5つの取組を、全体をけん引するリーディングプロジェクトとして「重点取組」に設定している。

なお、この計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び「気候変動適応法」（平成30年法律第50号、最終改正：令和5年5月12日）第12条に基づく「地域気候変動適応計画」であり、「脱炭素社会の形成の推進に関する条例」第7条に基づく、「脱炭素社会の形成の推進に関する基本的な計画」に位置付けている。

【基本方針】

- 基本方針1 環境と経済の好循環の創出
- 基本方針2 脱炭素化と一体となったまちづくりの推進
- 基本方針3 徹底した省エネの推進・再エネの普及・拡大
- 基本方針4 市民・事業者の行動変容の促進
- 基本方針5 世界共通の課題である脱炭素化への貢献
- 基本方針6 市役所の率先行動
- 基本方針7 気候変動の影響への適応

【重点取組】

- 重点取組1 横浜臨海部脱炭素イノベーションの創出
- 重点取組2 脱炭素経営支援の充実

- 重点取組 3 脱炭素に対応したまちづくり
- 重点取組 4 脱炭素ライフスタイルの浸透
- 重点取組 5 市役所の率先行動

③ 神奈川県

a. 神奈川県地球温暖化対策計画

神奈川県では、「神奈川県地球温暖化対策推進条例」（平成 21 年神奈川県条例第 57 号、最終改正：令和 6 年 10 月 22 日）に基づき、県の地球温暖化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画として、平成 22 年 3 月に「神奈川県地球温暖化対策計画」を策定し、その後、深刻化する気候変動や社会情勢の変化等を踏まえ、令和 5 年 2 月に、令和 12 年度（2030 年度）までの温室効果ガス排出量の削減目標を 46% から 50% に引き上げることを表明し、この目標の達成に向けて、令和 6 年 3 月に本計画を全面改定した。

本計画は、「神奈川県地球温暖化対策推進条例」第 7 条に規定する「地球温暖化対策に関する基本的な計画」及び第 9 条に規定する「県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の量の削減に関する計画」並びに「神奈川県再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」（平成 25 年神奈川県条例第 96 号）第 7 条に規定する「再生可能エネルギーの導入等の促進に関する基本的な計画」として、知事が定めるものである。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編、事務事業編）」及び「気候変動適応法」に基づく「地域気候変動適応計画」としても位置付けられている。

【基本方針】

未来のいのちを守るため、脱炭素社会の実現に向けて多様な主体が気候変動問題を自分事化し、オールジャパン、オール神奈川で緩和策と適応策に取り組む。

- ・緩和策：2030 年度（令和 12 年度）の目標達成に向けては、エネルギー起源の CO₂ 排出量の削減に重点的に取り組む必要があるため、省エネルギー対策の徹底と、再生可能エネルギーの導入・利用の拡大に取り組む。
- ・適応策：気候変動による県民生活や自然環境への影響と被害を軽減するため、神奈川の特性も踏まえ、農林水産業、自然災害、健康など幅広い分野で対策に取り組む。

【目標】

長期目標：2050 年脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現。

中期目標：2030 年度（令和 12 年度）の県内の温室効果ガス排出量を 2013 年度（平成 25 年度）比で 50% 削減。

太陽光発電導入目標：2030 年度（令和 12 年度）までに 200 万 kW 以上導入。

2. 自然関係法令等

対象事業実施区域及びその周囲における自然関係法令等による地域指定の状況は、第 3.2-58 表及び第 3.2-21 図～第 3.2-28 図のとおりである。

対象事業実施区域の周囲には、緑化推進重点地区、鳥獣保護区、特定獣具（銃器）使用禁止区域、国登録有形文化財、史跡・名勝の市指定、埋蔵文化財包蔵地、景観計画区域、都市景観形成地区、景観計画特定地区、海岸保全区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域がある。

対象事業実施区域は、緑化推進重点地区、特定獣具（銃器）使用禁止区域及び景観計画区域に含まれている。

第 3.2-58 表(1) 自然関係法令等による地域指定等の状況

地域その他の対象		指定状況 (有:○、無:×)			関係法令等
		川崎市	対象事業 実施区域 の周囲	対象事業 実施区域	
自然公園	国立公園	×	×	×	自然公園法 神奈川県立自然公園条例
	国定公園	×	×	×	
	県立自然公園	×	×	×	
自然環境保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	×	自然環境保全法
	自然環境保全地域	×	×	×	
	沖合海底自然環境保全地域	×	×	×	
	自然環境保全地域	×	×	×	神奈川県自然環境保全条例
	自然再生事業	×	×	×	自然再生推進法
自然遺産		×	×	×	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約
自然保護	近郊緑地保全区域	×	×	×	首都圏近郊緑地保全法
	近郊緑地特別保全地区	×	×	×	
	緑地保全地域	×	×	×	都市緑地法
	特別緑地保全地区	○	×	×	
	緑地協定	○	×	×	
	生産緑地地区	○	×	×	
	緑の保全地域	○	×	×	川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例
	緑化推進重点地区	○	○	○	
動植物保護	生息地等保護区	×	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	鳥獣保護区	○	○	×	
	鳥獣保護区特別保護地区	×	×	×	
	特別保護指定区域	×	×	×	
	特定獣具使用禁止区域(銃器)	○	○	○	
	指定獣法禁止区域(鉛散弾)	×	×	×	
	獣区	×	×	×	
	登録簿に掲げられる湿地の区域	×	×	×	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)
	保護水面	×	×	×	水産資源保護法

「環境アセスメントデータベース EADAS（イーダス）」（環境省 HP、令和 7 年 7 月閲覧）
「自然環境保全地域」（環境省 HP、令和 7 年 7 月閲覧）
「神奈川県自然環境保全地域の指定状況」（神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧）
「日本の世界遺産一覧」（文化庁 HP、令和 7 年 7 月閲覧）
「近郊緑地の保全制度について」（国土交通省、令和 5 年）
「令和 6 年都市計画現況調査」（国土交通省 HP、令和 7 年 7 月閲覧）
「特別緑地保全地区の指定状況（令和 6 年度末時点）」（川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧）
「特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区」（横浜市 HP、令和 7 年 7 月閲覧）
「都市緑化データベース」（国土交通省 HP、令和 7 年 7 月閲覧）
「ガイドマップかわさき」（川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧）
「横浜市行政地図情報提供システム」（横浜市 HP、令和 7 年 7 月閲覧）
「緑の保全地域の指定状況」（川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧）
「生息地等保護区一覧」（環境省 HP、令和 7 年 7 月閲覧）
「令和 6 年度神奈川県鳥獣保護区等位置図」（神奈川県、令和 6 年）
「令和 6 年度東京都鳥獣保護区等位置図」（東京都環境局、令和 6 年）
「日本のラムサール条約湿地」（環境省、令和 7 年）

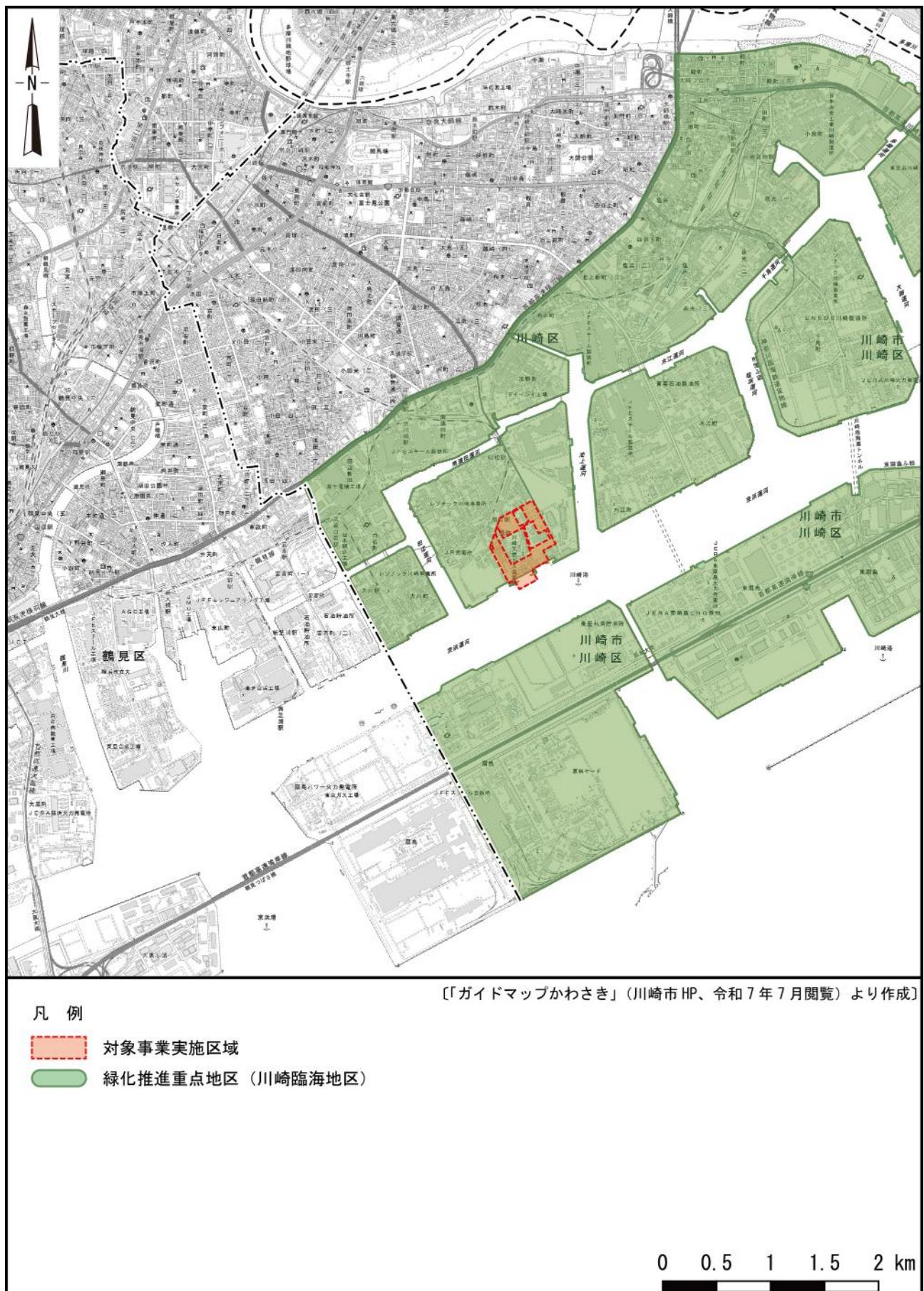
より作成

第3.2-58 表(2) 自然関係法令等による地域指定等の状況

地域その他の対象		指定状況 (有:○、無:×)		関係法令等
		川崎市	対象事業実施区域の周囲	
文化財保護	文化遺産	×	×	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約
	国登録有形文化財	○	○	文化財保護法
	史跡・名勝	国指定 県指定 市指定	× ○ ○	文化財保護法 文化財保護条例（神奈川県） 文化財保護条例（川崎市・横浜市）
	天然記念物	国指定 県指定 市指定	× ○ ×	文化財保護法 文化財保護条例（神奈川県） 文化財保護条例（川崎市・横浜市）
	埋蔵文化財包蔵地	○	○	文化財保護法
	重要文化的景観	×	×	文化財保護法
	歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区	×	×	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法
	風致地区	○	×	都市計画法
	景観計画区域	○	○	景観法、川崎市都市景観条例、横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例
	都市景観形成地区	○	○	川崎市都市景観条例
国土防災	景観計画特定地区	○	○	×
	保安林	○	×	森林法
	海岸保全区域	○	○	海岸法
	砂防指定地	×	×	砂防法
	急傾斜地崩壊危険区域	○	○	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	地すべり防止区域	×	×	地すべり等防止法
	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	○	○	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策等の推進に関する法律

- 「日本の世界遺産一覧」（文化庁 HP、令和7年7月閲覧）
- 「市内文化財案内」（川崎市教育委員会 HP、令和7年7月閲覧）
- 「文化財・埋蔵文化財」（横浜市 HP、令和7年7月閲覧）
- 「ガイドマップかわさき」（川崎市 HP、令和7年7月閲覧）
- 「横浜市行政地図情報提供システム」（横浜市 HP、令和7年7月閲覧）
- 「文化的景観」（文化庁 HP、令和7年7月閲覧）
- 「令和6年都市計画現況調査」（国土交通省 HP、令和7年7月閲覧）
- 「風致地区について」（川崎市 HP、令和7年7月閲覧）
- 「横浜市風致地区一覧」（横浜市 HP、令和7年7月閲覧）
- 「環境アセスメントデータベース EADAS（イーダス）」（環境省 HP、令和7年7月閲覧）
- 「都市景観形成地区とは」（川崎市 HP、令和7年7月閲覧）
- 「景観計画特定地区について」（川崎市 HP、令和7年7月閲覧）
- 「東京湾沿岸海岸保全基本計画〔神奈川県区間〕」（神奈川県、平成28年）
- 「かながわの海岸」（神奈川県県土整備局、平成31年）
- 「海岸保全基本計画について」（神奈川県 HP、令和7年7月閲覧）
- 「国土数値情報 砂防指定地データ」（国土交通省 HP、令和7年7月閲覧）
- 「国土数値情報 土砂災害警戒区域データ」（国土交通省 HP、令和7年7月閲覧）

より作成



第3.2-21図 自然関係法令等による地域指定等の状況（緑化推進重点地区）



第3.2-22図 自然関係法令等による地域指定等の状況（鳥獣保護区）



第3.2-23図 自然関係法令等による地域指定等の状況（指定文化財）



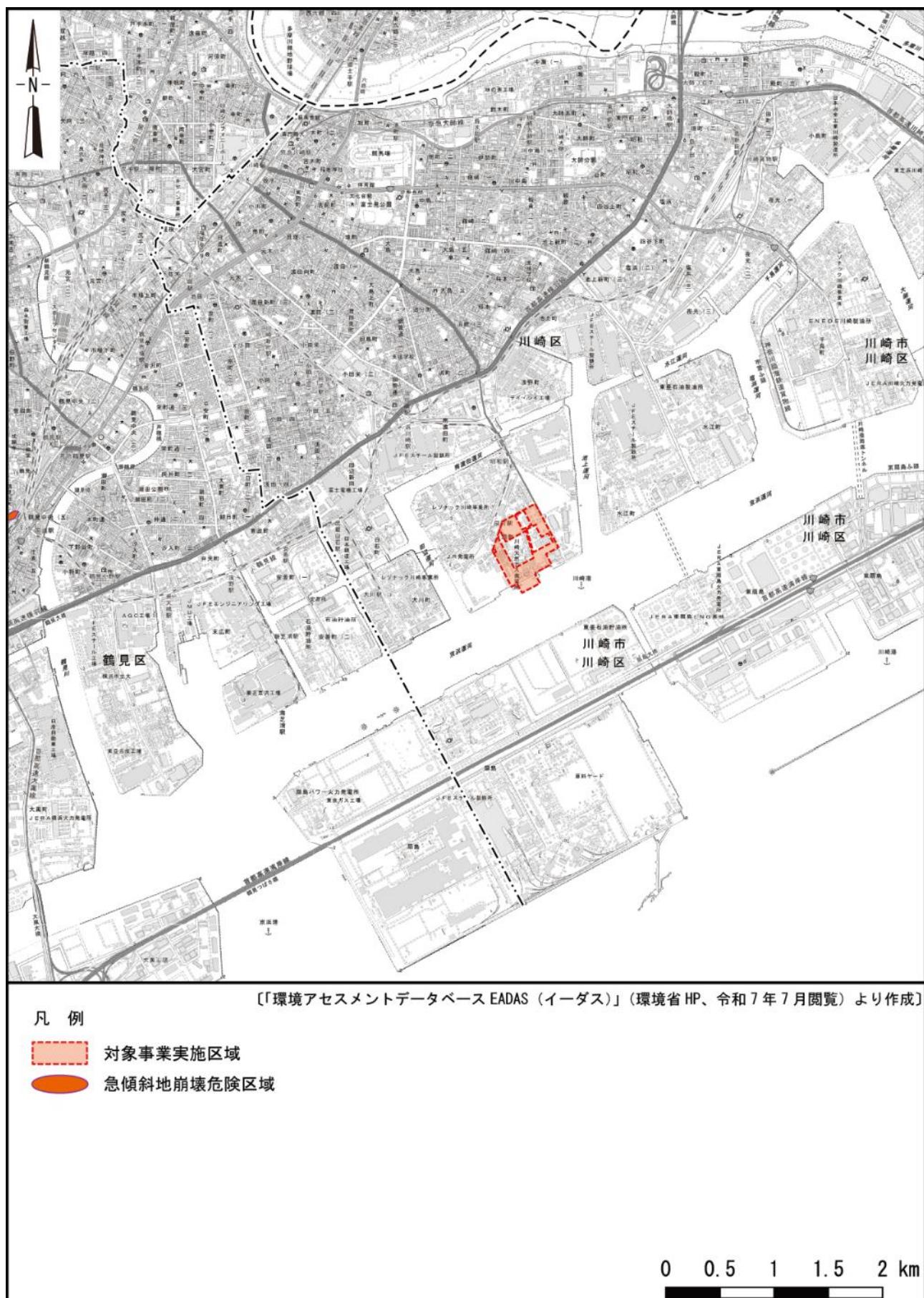
第 3.2-24 図 自然関係法令等による地域指定等の状況（埋蔵文化財包蔵地）



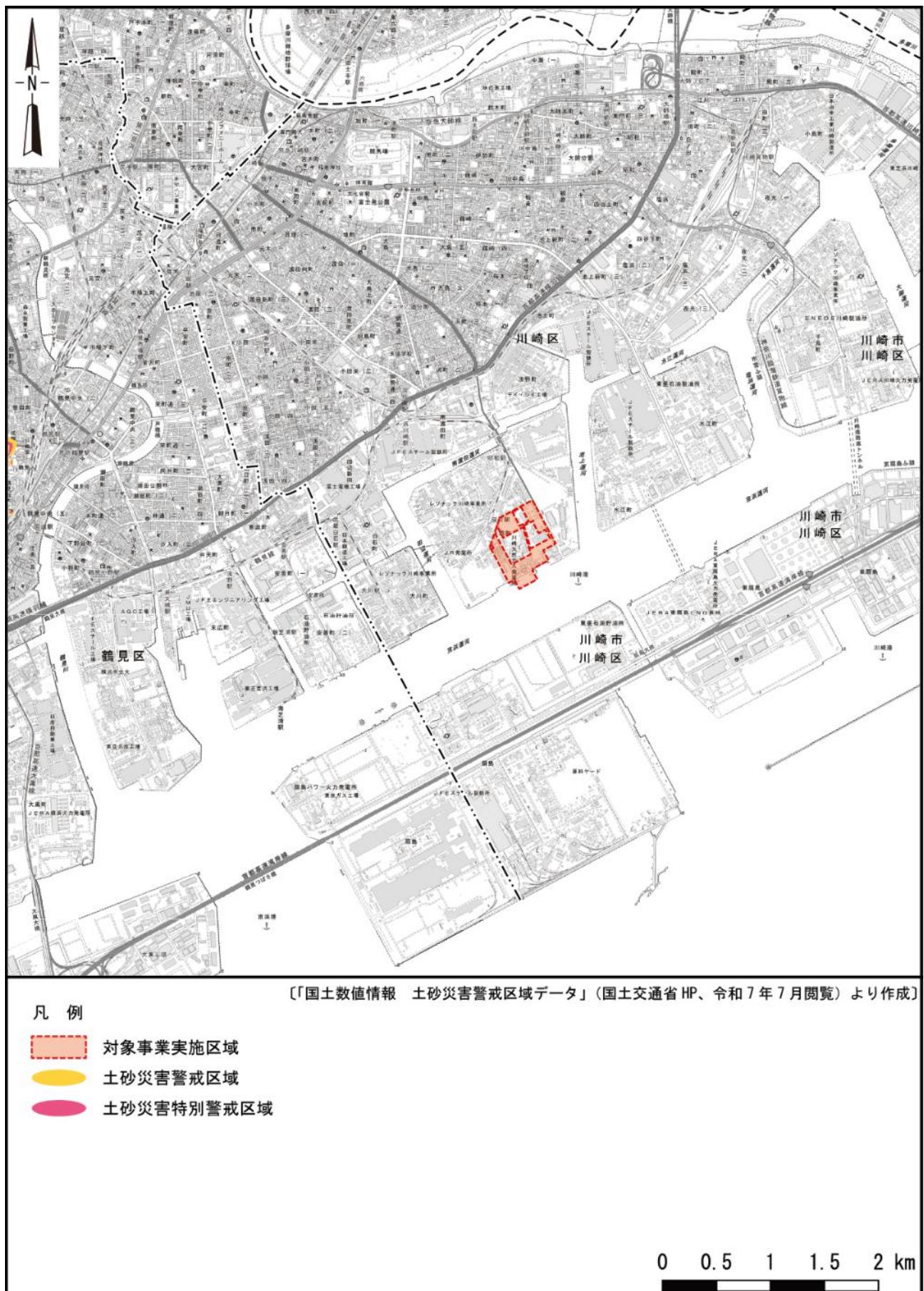
第 3.2-25 図 自然関係法令等による地域指定等の状況（景観計画区域等）



第 3.2-26 図 自然関係法令等による地域指定等の状況（海岸保全区域）



第 3.2-27 図 自然関係法令等による地域指定等の状況（急傾斜地崩壊危険区域）



第3.2-28図 自然関係法令等による地域指定等の状況（土砂災害警戒区域等）

(空白ページ)